夏休み非常勤職員の募集

▽**職種**　夏休み児童館・学童クラブ補助員
▽**勤務日**　月曜日から土曜日までの間で週5日間
▽**勤務時間**　午前8時30分から午後6時までの間で7時間以内（主たる勤務は午前8時30分から午後0時30分）
▽**勤務場所**　市内児童館か学童クラブ
▽**勤務内容**　児童への集団、個別指導
▽**賃金**　時給900円（土曜日は1125円）
▽**募集人員**　20人程度
▽**雇用期間**　7月21日㈭～8月31日㈬
▽**応募方法**　6月24日㈮までに履歴書（上半身正面脱帽写真貼付）を持参
▽**問合せ**　職員課人事給与係（直通558・1334）

ハチの巣の駆除

ハチの巣の早期発見、巣作りしにくい環境づくりを心がけましょう。
日ごろから軒下、エアコンの室外機や換気扇のダクト内などの見回りや庭木（葉の密集した木）の剪定をこまめにしましょう。
▽**ハチの見分け方**
●飛び方
＊スズメバチ…直線的に素早く飛ぶ。
＊アシナガバチなど…上下にゆっくり飛ぶ。
●巣の形
＊スズメバチ…始めはとっくりのような形で、その後丸いボールのような形になり模様はマーブル状が多い。出入り口は1つ。
＊アシナガバチなど…穴がいくつもあいている。
▽**ハチの巣の駆除**
●個人で駆除する場合…市で防護服の貸し出しをしていますので、ご利用ください。
●駆除業者に依頼する場合…職業別電話帳の「消毒業」の業者などにご相談ください。
※市ではハチの巣の駆除を行っていません。
▽**害虫（ハチなど）駆除の無料相談**
●東京都ペストコントロール協会（☎03・3254・0014）
※公園や公共施設などにあるハチの巣の駆除は、市役所の担当課にご連絡ください。
▽**問合せ**　環境課清掃・リサイクル係（直通558・1830）

オオキンケイギクの除草をお願いします

オオキンケイギクは強い繁殖力で、在来植物を駆逐してしまうため、日本の生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、外来生物法の『特定外来生物』に指定され、栽培や運搬、販売などが禁止されています。
皆さんの協力により、市内のオオキンケイギクの数もかなり減ってきましたが、まだ家庭の花壇や畑などに生育している場合には、除草にご協力をお願いします。
オオキンケイギクはキク科の多年生草本で北アメリカ原産、高さ30～70センチメートル、5月頃から、大きさ5～7センチメートルの鮮やかな黄色の花をつけます。
▽**問合せ**　環境課環境・緑化係

オオキンケイギク

オオキンケイギクの花
花の直径は5～7センチメートル

オオキンケイギクの葉
狭倒被針形、両面に粗い毛が生えています。

森林レンジャーがゆく（13）

梅雨の山の散策

戸倉三山、天気は曇り。尾根道の巡視途中、近くでツツドリとオオルリが鳴いていました。もう少し詳しく調べて見ようと思い、右手の作業道を下り、観察をしているとハイカーがやや早い速度で同じ作業道に下りて来ました。「あっ！こんにちは」と挨拶し、「この道を歩いた事ありますか」と聞いたところ、「いやっ」という返事が返ってきました。「どこに向かっているんですか」と質問すると、「刈寄山です」ということでしたが、この道では刈寄山には行けない道でしたので、「この道は盆掘川の支流に下ってしまうので、刈寄山に行くのであればもう一度尾根に上がってそのまま尾根道を歩いてください。」と案内しました。
引き続き尾根道で巡視をしていると、急に雷雨になりました。先ほど案内したハイカーが道を間違わないで刈寄山に向かったことに安心しました。もしも、道を間違えて作業道を下っていればオリゾコナイ沢と言う沢に下ることになりますが、道は途中でかなり危険な下り坂になり、ただの獣道となります。更に、沢は一般のハイカーにはとても危険な沢で、大雨による増水などでかなり大変な目に遭っていたかも知れません。
今、あきる野の山々は、緑が深まり、ハイキングを楽しむ季節になりました。私は、多くの方にあきる野の自然を楽しんでもらいたいと思いますが、その反面、危険も潜んでいます。山に出かける時には、自分の体力に合ったルートや装備をよく検討し、必ず地図も持って行くようにしてください。また、我々レンジャーを見かけたら、遠慮なく話しかけてください。
さあ！梅雨の季節がやってきました。レインウェアーを着て深沢のあじさい山や横沢入を散策してはいかがでしょうか。
パブロ

あじさい山

横沢入

くらしの知恵袋～消費生活相談情報～

ご存知ですか？クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解除できる制度です。セールスマンなどに強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約してしまったり、本来はクーリング・オフができるのに「できない」と虚偽の説明があった場合などに利用できます。

▽**クーリング・オフの手続き**
①契約書面を受け取った日を含めて8日以内（例外もあります。表のとおり）に書面で通知します。
②必要事項をはがきに書いて（図のとおり）両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
③郵便窓口で「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。郵便物受領証を保管しましょう。
④クレジット契約をした場合は、クレジット会社宛にも通知してください。
⑤支払ったお金は全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。
※クーリング・オフの場合、解約の理由を書く必要はありません。
※店舗に出向いて商品を購入した場合には、クーリング・オフの適用はありません。
※販売形態、商品、サービスによりクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは消費生活相談窓口へお問い合わせください。

▽**あきる野市消費生活相談窓口**　消費者が事業者と結んだ契約で、困ったときやおかしいなと思ったときは、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。
●開設日時…毎週月曜日・木曜日　午前9時～正午、午後1時～4時
●場所…市役所1階市民相談室
●問合せ…商工観光課商工振興係（直通558・1867）

▽**東京都消費生活総合センター**
●開設日時…毎週月曜日～土曜日　午前9時～午後4時（架空請求110番は午後5時まで）
●消費生活相談・多重債務相談…03・3235・1155
●架空請求110番…03・3235・2400
●高齢者110番…03・3235・3366

表　クーリング・オフ期間

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務（エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相談所）	8日間
業務提供誘引販売（内職・モニター商法）	20日間

※通信販売は、原則クーリング・オフができません。
※消耗品（化粧品、健康食品など）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

図　はがきの書き方（例）

○年○月○日、貴社と○○の購入契約をしましたが、解除いたします。
つきましては、支払済みの○○○円を至急返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

○年○月○日
〒○○○－○○○○
住所　○○市○○町○－○－○
氏名　○○○○